

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

受付印	<input checked="" type="checkbox"/> 調停 <b>家事 申立書 事件名 (子の監護に関する処分)</b> <input type="checkbox"/> 審判 (父母以外の親族と子との交流)
収入印紙	(この欄に未成年者1人につき※収入印紙1, 200円分を貼ってください。) ※ただし、交流の対象となる親族が複数いる場合は交流の対象となる者ごとの子
予納郵便切手	※ 本記載例は、 <b>父母以外の親族が申立人となりご自身と未成年者との交流について申立てをする場合の記載例です</b> (父母が申立人となる場合の記載例は別の例を参照ください)。

申立書を提出する裁判所

作成年月日

○ ○ 家庭裁判所	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	丙山太郎  丙山秋子 
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	御中	

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input type="checkbox"/> 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) <input type="checkbox"/> 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) など、申立人と未成年者との関係性が分かるもの	準口頭
------	--	-----

交流を求めたい未成年の子について記入してください。

申立人	住所	〒 ○○○ - ○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 ○○マンション○号 (方)
	フリガナ 氏名	ヘイヤマ タロウ 丙山太郎 昭和○年○月○日生 (○○歳)
相手方	住所	〒 ○○○ - ○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○○番○号 (方)
	フリガナ 氏名	テイダ ハルカ 丁田春花 昭和○年○月○日生 (○○歳)
未成年者	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input checked="" type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	フリガナ 氏名	テイダ ショウタ 丁田翔太 平成○年○月○日生 (○○歳)
※ 申立人	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	フリガナ 氏名	ヘイヤマ アキコ 丙山秋子 昭和○年○月○日生 (○○歳)
※	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	フリガナ 氏名	昭和○年○月○日生 (歳)
※	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	フリガナ 氏名	昭和○年○月○日生 (歳)

未成年者、交流を求めめる父母以外の親族(申立人)及びこの欄に記載しきれない当事者は、「当事者目録」を使用し、記載してください。

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。※の部分は、申立人、相手方、未成年者等の区別を記入してください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

## 申 立 て の 趣 旨

申立人らと未成年者が交流する時期、方法などにつき、調停を求めます。

申立人と「**子との交流についての定めをするため他に適当な方法がない**」といえる**具体的事情**（父母の一方の死亡や行方不明等の事情によって、父母間の協議や父母による申立てが期待し難い等の事情）を記載し、これを基礎付ける資料（死亡の場合は除籍謄本、行方不明の場合は宛所なしで返送された手紙等）を提出してください。

## 申 立 て の 理 由

1 申立人らは、未成年者の父方祖父母です。\_\_\_\_\_ **申立人と未成年者との続柄を記載して下さい。**

相手方は、未成年者の父と令和〇年〇月〇日に離婚し、未成年者の親権者となりました。

未成年者は、令和〇年〇月〇日から現在まで相手方のもとで養育されています。

2 申立人らと子との交流についての定めをするために他に適当な方法がないこと

未成年者の父は令和〇年〇月〇日に死亡しているため、父母間での協議はできません。

また、申立人らは、未成年者の父の死亡後、相手方と連絡をとることができなくなり、未成年者との交流についての協議ができません。そのため、本件を申し立てました。

3 申立人らとの交流が子の利益のために特に必要がある事情について

申立人らは、父母の婚姻期間のうち約5年間、父母と未成年者と同居していました。相手方が仕事で遅くなるが多かったので、平日は申立人らが未成年者の食事を作り、未成年者と一緒に食事し、お風呂も入れていました。そのため、未成年者は、申立人らに非常になつていました。

未成年者の父母が離婚した後は、未成年者の父が、相手方と連絡をとり、定期的に未成年者と直接交流をしており、申立人らも何度か同席したことがあり、未成年者はとても喜んでいました。

申立人と未成年者との交流が、「子の利益のため特に必要がある」ことを示す具体的な事情（例えば、これまでの監護や交流の具体的な経過や、子の意向・心情等）について記載して下さい。

未成年者の直系尊属・兄弟姉妹以外の親族（叔父叔母等）が申立人となる場合は、「過去に当該子を監護していた者」であることが法律上必要となります。

→過去に子を監護していたことを示す具体的な事情（※）を別途記載するとともに、これを基礎付ける資料（住民票、監護状況を撮影した写真等）を提出してください。

（※）具体的な事情の記載例

「未成年者の父母の別居後、未成年者は父と同居していましたが、同人が長期間入院したことから、同人の妹である私が、未成年者が小学校〇年から〇年までの〇年間、未成年者と同居し、未成年者を監護していました。」